

**光化学スモッグ注意報等  
発令の適正化について**

**平成 23 年 6 月 15 日  
滋賀県琵琶湖環境部**

## 光化学スモッグ注意報等発令の適正化について(案)

琵琶湖環境部環境政策課

### 課題

県では、5月から9月末にかけて光化学スモッグ特別監視体制を敷き、13の測定局(県:9局、大津市:4局)において測定した光化学オキシダント濃度をもとに、10の地域で光化学スモッグ注意報等を発令している。しかし、注意報等の発令対象の地域は人口密度の高い県南部が中心となっており、県域の約半分の面積を占める残りの地域は発令対象外となっている。

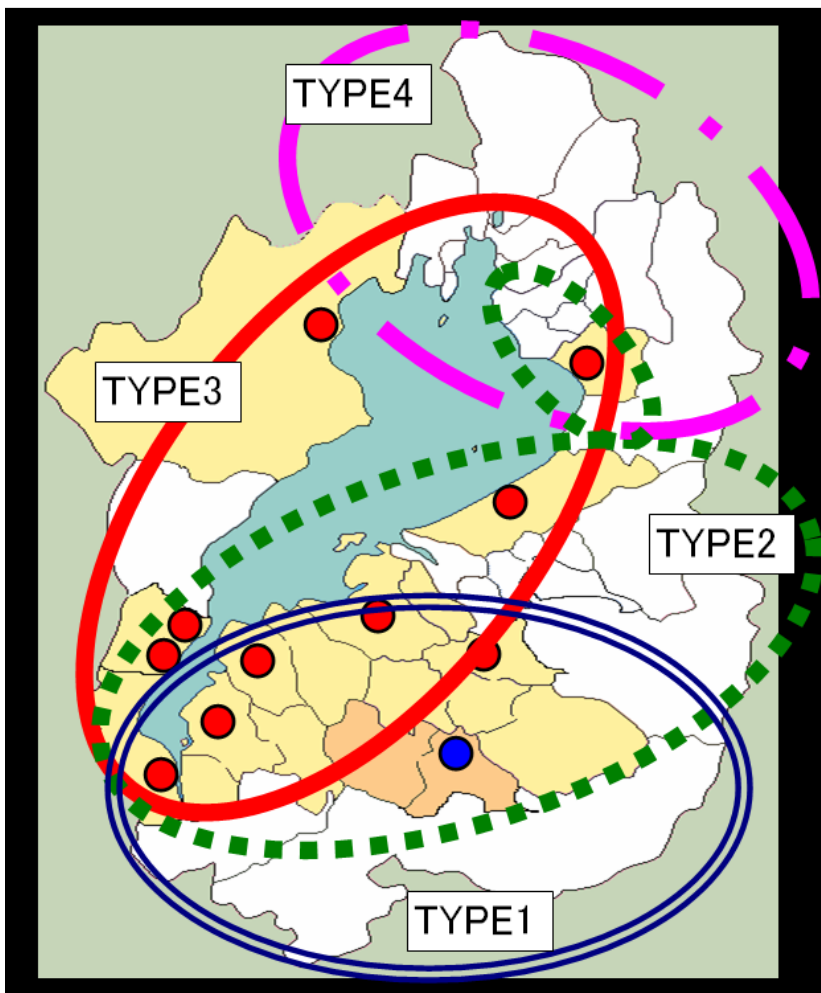
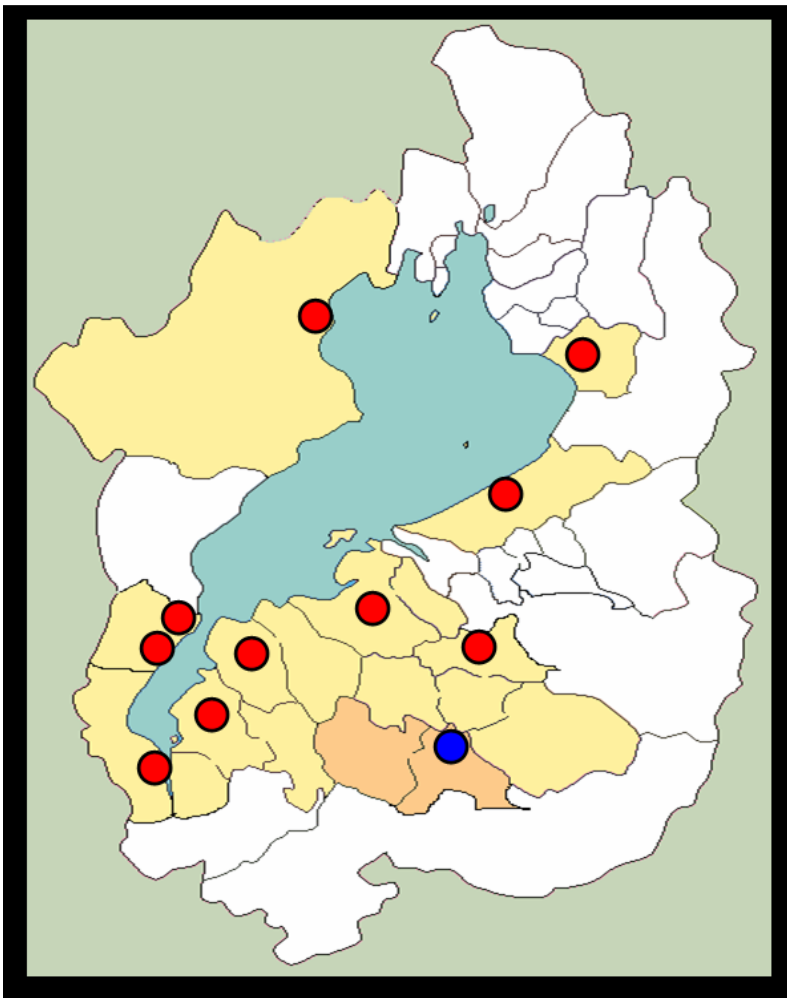
今般、3年間に渡り検討を行ってきた琵琶湖環境科学研究センターの大気汚染物質のシミュレーションにより、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントおよびその原因物質である窒素酸化物は、概ね県の南部から北部に、もしくは西部から東部に移動することが、そして、光化学オキシダント濃度は、発令対象外の地域においても上昇していることが明らかになった。また、現在、道路沿道における自動車排出ガスの影響の把握を目的とした自排水口局しかない甲賀管内においても、光化学オキシダント濃度が高くなるとの結果が得られた。

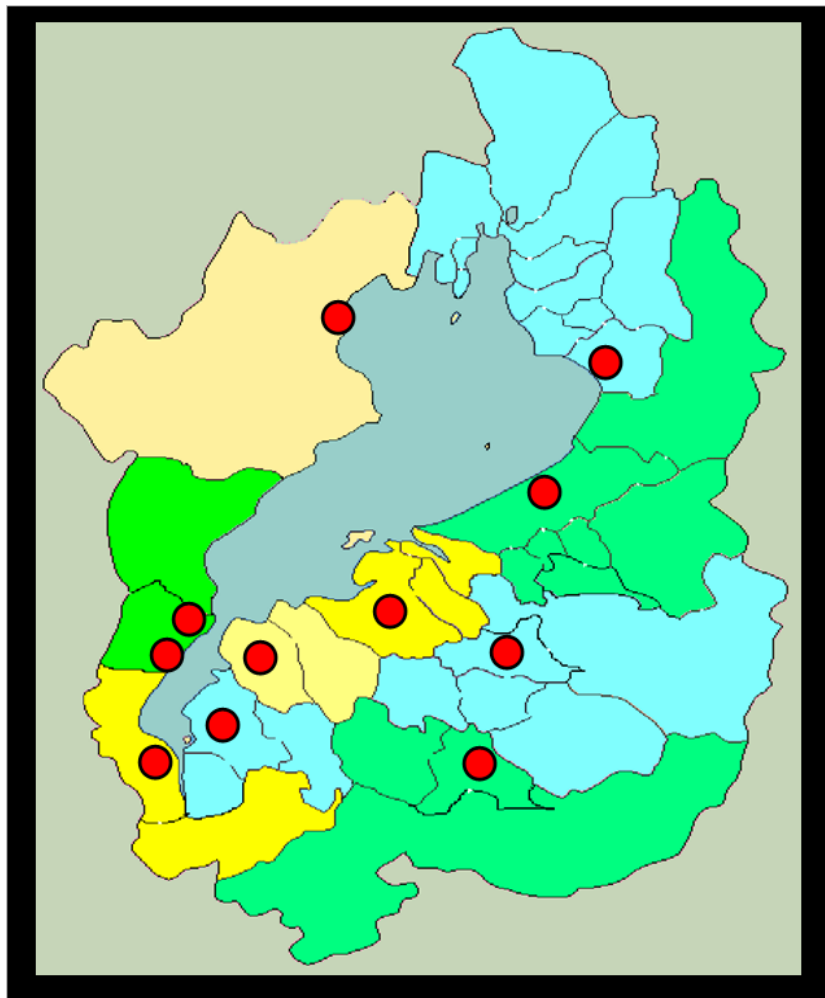
### 提案

- (1) 現在設置している測定局のデータによって発令する地域を見直し、県全域で発令する。
- (2) より広域的な大気環境を把握するために、甲賀管内に一般大気環境測定局(甲賀局)を新たに設置する。
- (3) 甲賀局の設置は自排水口局内の測定機器(光化学オキシダント、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、風向・風速、気温、湿度計)を移設することにより行う。



光化学スモッグ注意報等  
発令地域(現在)





光化学スモッグ注意報等  
発令地域(今後)